

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
(株)黒石ネット	愛媛県松山市恵原町甲67-1

### 2. 指名停止措置期間

令和3年9月10日 から 令和3年12月9日 まで 3ヶ月

### 3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

### 4. 事実概要

本件については、上記有資格業者の元取締役が鬼北町が発注した西日本豪雨災害復旧工事（林道広見日吉線災害復旧工事）をめぐり、非公表の価格に関する情報を受けたとして公契約関係競売等妨害の疑いで令和3年7月13日、愛媛県警に逮捕され、更に令和3年8月4日、上記工事とは別の西日本豪雨災害復旧工事4件においても入札情報を受けたとして再逮捕されたものである。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イに該当する。  
本件については、指名停止3ヶ月とする。

### 6. 措置条項

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）

#### 別表第2

（公契約関係競売等妨害又は談合）

8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。

イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員

ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員

逮捕又は公訴を知った日から イ 2ヶ月以上12ヶ月以内

ロ 1ヶ月以上12ヶ月以内

#### <問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061（代）

（定時以降は 087-811-8303）

総務部契約課長 森田 義人（内線2511）

○総務部契約課建設専門官 徳永 崇（内線2512）